

## 医師の意見書

|  |              |
|--|--------------|
| 若葉保育園長 様   | 園児名 _____    |
| 病 名 _____  |              |
| 症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 年 月 日 から登園可能と判断します。<br>_____ 年 月 日 |              |
| 医療機関 _____   |              |
| 医師名 _____  | 印又はサイン _____ |
| 保育園受取 年 月 日 印又はサイン _____                                     |              |

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、益田市保育研究会では厚生労働省のガイドラインにそって登園の基準を下記のように決め、感染症回復時に「医師の意見書」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、感染しやすい期間を配慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご配慮くださいますようお願い致します。なお保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

| 感染症名  | 感染しやすい期間                                 | 登園のめやす   |
|---|--|--|
| 麻疹（はしか）   | 発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで                  | 解熱後 3 日を経過してから   |
| インフルエンザ<br>A 型・B 型                                | 症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い） | 症状が始まった日から 5 日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から 7 日目又は解熱した後、3 日を経過してから |
| 風しん   | 発しん出現の前の 7 日から後 7 日間くらい                  | 発しんがきえてから  |
| 水痘（水ぼうそう）   | 発しんがでる 1～2 日前からかさぶたができるまで                | すべての発しんがかさぶたになってから   |
| 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ）                               | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日                      | 耳下腺の腫脹が消失してから  |
| 結核  | 喀痰の塗抹検査が陽性の間                             | 感染のおそれがなくなってから   |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                                       | 発熱、眼の充血等症状が出現した数日間                       | 主な症状が消え 2 日経過してから  |
| 流行性角結膜炎   | 眼の充血、目やに等症状が出現した数日間                      | 感染力が非常に強いいため、症状が消失してから   |
| 百日咳   | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで             | 特有の咳が消失し、全身状態が良好となってから<br>（抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う）   |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>（O157. O26. O111 等<br>ベロトキシン産生大腸菌） | 便中に菌を排泄している間                             | 症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから |
| 細菌性胃腸炎（サルモネラ・<br>キャンピロバクター・ベロト<br>キシン非産生大腸菌）      | 便中に菌を排泄している間                             | 症状がないか、下痢などの症状がおさまり全身の状態が安定してから                                |